（別記６）

農業人材確保推進事業

第１　事業の内容

農業に従事する人材の確保・定着を図るため、新規就農相談・情報発信、就農相談会の実施及び農業インターンシップ支援による多様な人材の確保等の取組を支援する。

第２　事業の種類

１　新規就農相談・情報発信

２　就農相談会実施

３　農業インターンシップ支援

第３　新規就農相談・情報発信

１　事業実施主体

本事業の事業実施主体は、全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第１項に規定する農業委員会ネットワーク機構をいう。）とする。

２　事業の内容

（１）就農情報の収集及び発信

就農希望者が就農に向け必要とする各種支援情報を幅広く提供するため、以下に掲げる事項等について情報収集及び調査を行い、適切に発信するものとする。

ア　就農先の選定等に必要な現地情報の収集

（ア）都道府県及び市町村の新規就農者の受入支援情報

農業技術習得のための支援、農地や住宅のあっせん・提供、これらの取得に係る助成等の都道府県及び市町村が独自に行っている新規就農者の受入支援、就農に向けた研修実施機関の情報、一貫して就農を支援する地域の情報、就農相談窓口等の就農支援のための取組に関する情報

（イ）新規就農者が利用することが可能な農地等の情報

a　新規就農者が利用することが可能な農地等に関する情報

b　農地等の周辺の学校、病院など生活関連施設に関する情報

（ウ）就農相談会、新規就農に関する行事など新規就農の普及啓発に関する情報

（エ）研修機関や農業法人等が行う研修の内容等に関する情報

イ　雇用就農希望者が必要とする情報の収集等

公益社団法人日本農業法人協会等の関係機関と連携し、雇用就農希望者が必要とする情報として、（ア）及び（イ）の情報を収集するものとする。収集した情報は、それぞれ希望する者に提供し、農業法人等と雇用就農希望者との間のマッチング等に活用するものとする。

（ア）農業法人等に関する情報

a　農業法人等の住所、経営形態、主要作目等の経営概要

b　従業員の給与、仕事内容、雇用保険の有無等の労務環境

c　その他必要な事項

（イ）雇用就農希望者に関する情報

a　雇用就農希望者の氏名、年齢、住所、経歴及び資格

b　雇用就農を希望する作目、地域及び生活環境

c　その他必要な事項

ウ　農業経営の第三者継承に必要な情報の収集等

後継者不在で第三者への経営資産等の移譲を希望する農業経営体（以下「移譲希望者」という。）が有する経営資産・営農技術等について、経営の継承を希望する者（以下「継承希望者」という。）への円滑な継承を促進するため、移譲希望者及び継承希望者の情報を収集し、その情報を活用してマッチングに取り組むものとする。

（ア）移譲希望者に関する情報

a　移譲希望者の氏名、年齢、住所、家族構成、生活環境、経営内容、作目、売上高等

b　継承希望者の要件、経営移譲が可能となる時期、経営移譲可能な経営資源の概要及びそれら経営資源の移譲方法

c　経営移譲後の意向（移譲後の経営への参画の希望の有無等）

d　その他必要な事項

（イ）継承希望者に関する情報

a　継承希望者の氏名、年齢、住所、家族構成、経歴及び資格

b　経営継承を希望する作目及び生活環境

c　経営継承を希望する時期、経営継承を希望する経営資産及び経営継承するための資金計画

d　その他必要な事項

エ　新規就農事例等の調査

（ア）新規就農事例調査

新規に就農した者等を対象として、以下に掲げる項目について調査するものとする。

a　就農の動機

b　就農時の取組

c　就農後の現状と課題

d　就農希望者への助言

e　その他就農に際しての課題や経営の発展段階における課題に関する情報等

（イ）就農支援関係調査

a　（２）に規定する相談窓口を訪れた者、新たに就農しようとする者等を対象として、就農しようとする動機、就農を検討するに当たっての課題、必要な情報等に関する調査

b　農業法人等への就職による就農を検討している就農希望者等の参考に資するため、農業法人等を対象に、経営の現状と将来計画、今後の採用意向や研修内容、望む人物像等に関する調査

c　ａ及びｂ以外の新規就農の支援に必要な情報等を収集するために必要な調査

オ　就農情報の発信

アからエまでにより収集した情報について、新規就農支援ポータルサイトを設置し、就農希望者に対して必要な情報を発信するとともに、（２）の就農希望者に対する就農相談等のための資料を作成するものとする。また、新規就農支援ポータルサイトにはアからエまでの情報のほか、以下に掲げる項目を掲載するものとする。さらに、大学や高校等の学生や転職希望者等に対して新規就農に関する情報を発信するものとする。情報の発信に当たっては、総務省が設置する「移住・交流情報ガーデン」も活用するものとする。

（ア）新規就農に関する基礎知識及びガイダンス

（イ）就農希望者の農業に対する適性診断支援ツール

（ウ）就農情報ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）

（エ）その他就農の促進に資する情報

（２）就農希望者に対する就農相談

事業実施主体は、就農希望者の円滑な就農を支援するため、全国新規就農相談センター（以下「全国センター」という。)に農業事情全般に精通する相談員を配置し、（１）のアからウまでの情報及びエの調査により収集した情報、コのシステムに登録されている情報等に基づき、就農希望者との面談等により以下に掲げる就農相談を実施するものとする。

なお、全国センターは、就農に関する相談に関して都道府県（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第56号）第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターを含む。）と、農地に関する相談に関して農業委員会サポートシステム管理事業（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年２月６日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第３の４の(５) に規定する事業をいう。）の事業実施主体である全国農業委員会ネットワーク機構と、それぞれ連携して対応を行うものとする。その際、全国センターは都道府県に対して就農情報の収集及び就農相談に関する助言を行うものとする。

また、総務省が設置する「移住・交流情報ガーデン」に相談員を派遣し、相互に連携を行うものとする。

ア　就農に向けた基礎知識等の就農ガイダンス

イ　（１）のアからウまでにより収集された情報等を基にした、受入れ支援情報、農地等に関する情報、研修機関などの紹介等の就農希望者に対する相談活動

ウ　就農希望者が自らの農業適性を確認するための農業就業体験支援活動の紹介

エ　就農希望者の就農希望地等の情報の登録、整理及び就農候補地への連絡調整

オ　新規就農に係る融資及び補助等各種制度の具体的な運用、効果的な活用の実態等の把握

カ　農業法人等による雇用に関する相談及び助言

キ　就農相談内容を記録した就農相談カルテ等の作成及び活用

相談員は、就農希望者等からの就農相談の内容、就農相談への対応状況、就農候補都道府県、市町村との調整状況等の相談者に係る当該年度における全ての取組内容を、原則、就農相談等全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和３年12月20日付け３経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記４の第４の２の（１）のデータベースをいう。以下「全国データベース」という。）に就農相談カルテ（別紙参考様式１）又は参入相談カルテ（別紙参考様式２）（以下「就農相談カルテ等」という。）として記録し、適切に管理するものとする。

ただし、関係機関への提供に係る個人情報の取扱いについて同意を得ていないものは、別途就農相談カルテ等として記録し、適切に管理するものとする。また、就農希望者への相談対応の結果、就農候補となる都道府県及び市町村が決定した場合は、相談員は就農希望者が就農の準備を円滑に開始できるよう当該都道府県及び市町村と調整を行い、当該都道府県及び市町村に引き継ぐとともに、相談員は対応した就農希望者等が就農するまでの準備状況等を適切に把握し、必要に応じて相談対応を継続するものとする。なお、都道府県、市町村に引き継いだ就農希望者が、当該都道府県、市町村での就農を断念し、新たな就農候補地を探すこと等となった場合は、本人の要望を確認した上で、就農相談の対応を引継ぐ。この場合、就農相談カルテ等の情報も全国センターが引継ぐ。

ク　就農相談件数、就農相談者数及び相談者に関する情報の把握

ケ　その他就農説明会、新規就農に関する広報活動等、就農情報の提供や就農相談に関するもの

コ　就農等に関する情報の一元化システムの管理・運用、周知等の実施

事業実施主体は、都道府県、市町村等の関係機関から、就農希望者の円滑な就農を支援するために必要な情報（２の（１）及び（２）のキの情報を含む。）、農業経営の改善に関する情報等を収集し、関係者に提供できるよう全国データベースを含めた就農等に関する情報の一元化システムの管理・運用を行う。

なお、全国データベースに収集された情報のうち必要なものについては２の（１）のオの新規就農支援ポータルサイトに掲載する等の連携を図るものとする。

また、都道府県、市町村等の関係機関に対しシステムの活用を促すための周知等を行う。

さらに、就農希望者に対する能動的な情報発信を行うため、（ア）及び（イ）の取組を実施する。

（ア）全国データベースに登録されている情報から就農希望者の関心に応じて能動的に情報発信を行うシステム（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和３年12月20日付け３経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記４の第４の２の（２）のシステムをいう。以下同じ。）の管理・運営

（イ）システムの活用促進のため就農希望者等への広報活動

３　事業実施計画等

（１）事業実施計画書の作成及び変更

事業実施主体は、別記６の別紙様式１により当該年度の事業実施計画を作成し、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第350号農林水産事務次官依命通知。以下「補助金等交付要綱」という。）第４の１の規定による交付申請時に添付するものとする。

本事業の補助対象経費は、別記６の別表１に定めるとおりとする。また、事業実施主体は、事業の実施において補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、変更した事業実施計画を変更交付申請時に添付するものとする。

（２）実績報告

事業実施主体は、事業の完了後、１か月以内又は事業年度の翌年度の４月末日までのいずれか早い期日までに別記６の別紙様式１及び別紙様式２により事業実施報告書を作成し、経営局長に報告するものとする。

４　事業の委託

事業実施主体は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合は、本事業の業務の一部を委託できる。

５　個人情報の取扱い

本事業により就農相談を受けた就農希望者等の情報については、別記６の別紙様式３により適切に取り扱うよう留意するものとする。

また、個人情報の管理については、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

６　特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、商標権、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利（以下「特許権等」という。）が発生した場合については、その特許権等は事業実施主体に属するが、事業実施主体は、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

ただし、農林水産省が所有するウェブサイトの管理、運営において整備・改良したデータベースやシステム等の権利は、農林水産省に帰属し、事業実施主体は、これらのものを事業完了後速やかに農林水産省に提出するものとする。

さらに、事業の一部を事業実施主体から受託する団体についても同様に、次の条件を遵守すること。

（１）本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願及び取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。

（２）国が公共の利益のために当該特許権等を国が利用することを特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めた場合には、無償で、当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。

（３）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとして当該特許権等を第三者が利用することをその理由を明らかにして求めたときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

（４）本事業期間中及び本事業終了後５年間において、当該特許権等を、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

第４　就農相談会実施

１　事業実施主体

本事業の実施主体は、２に掲げる事業の内容を効果的かつ適切に実施することが可能な民間法人等であって、経営局長が公募により選定した団体とする。

２　事業の実施

事業実施主体は、以下の項目に沿って農業法人等による合同会社説明会、就農セミナー等を総合的に行う就農相談会を開催するとともに、開催情報を広く発信し、就農希望者の就農を支援するものとする。

（１）就農希望者向け就農相談会

ア　新規就農者向け就農相談会

（ア）相談員等による個別就農相談ブース

（イ）地方自治体等による受入支援情報提供ブース

（ウ）農業インターンシップ受入先紹介ブース

イ　求人を行う農業法人等の経営者による合同会社説明会

ウ　来場した就農希望者（以下「来場者」という。）に対し、就農するために必要な知識、新規就農した者の体験等を紹介するセミナー（女性新規就農者の体験の紹介を含む。）

エ　その他新規就農の促進のために必要と認められるもの

（２）就農相談会の運営

ア　相談ブース訪問カードの作成

事業実施主体は、来場者が就農相談及び農業法人等の説明を効率的に受けやすくするため、来場者が氏名、住所、就農の動機、研修の有無等を記載する相談ブース訪問カードを作成し、就農相談会において来場者に配布するものとする。就農相談や農業法人等への就業を希望する者は、農業法人等に個別に会社説明等を求める際に相談ブース訪問カードを提出するものとする。なお、相談ブース訪問カードの作成、配布、提出等は、電磁的方法により行うことができるものとする。

イ　来場者アンケートの実施

事業実施主体は、来場者の来場の経緯、就農ニーズ及び来場後の就農に向けた活動意向を把握するため、来場者アンケートを実施するものとする。

ウ　実績調査

事業実施主体は、就農相談会に参加した農業法人等に対して、合同会社説明会を通じて雇用した人数等の調査を事業実施年度内に実施するものとする。

エ　フォローアップ

事業実施主体は、来場者に対し、来場後も継続的に就農関連の情報提供を行う等、就農促進に資する取組を行うものとする。

（３）就農準備段階から定着までの一体的な推進

事業実施主体は、職業としての農業を知る・体験する・相談するという各段階の取組を一体的に推進し円滑な就農に導くとともに、就農後の定着までを支援するため、就農相談会の開催に当たっては、第３（新規就農相談・情報発信）の事業実施主体、第５（農業インターンシップ支援）の事業実施主体との緊密な連携をとるものとする。

３　事業実施計画等

（１）事業実施計画書の作成及び変更

事業実施主体は、別記６の別紙様式４により当該年度の事業実施計画を作成し、補助金等交付要綱第４の１の規定による交付申請時に添付するものとする。

本事業の補助対象経費は、別記６の別表１に定めるとおりとする。また、事業実施主体は、事業の実施において補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、変更した事業実施計画を変更交付申請時に添付するものとする。

（２）実績報告

事業実施主体は、事業の完了後、１か月以内又は事業年度の翌年度の４月末日までのいずれか早い期日までに別記６の別紙様式４により事業実施報告書を作成し、経営局長に報告するものとする。

４　事業の委託

事業実施主体は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合は、本事業の業務の一部を委託できる。

第５　農業インターンシップ支援

１　事業実施主体

本事業の実施主体は、２に掲げる事業の内容を効果的かつ適切に実施することが可能な民間法人等であって、経営局長が公募により選定した団体とする。

２　事業の実施

事業実施主体は、就農希望者が実際の就農に向けて、あらかじめ自らの農業適性を確認することにより、就農後の早期離農を防ぐため、以下に掲げる項目に沿って短期間の農業インターンシップの実施を支援する。

（１）農業インターンシップ希望者の募集等

事業実施主体は、農業インターンシップの目的、支援内容等を広く発信し、農業インターンシップ実習生及び受入農業法人等を募集するものとする。事業実施主体は、農業インターンシップ実習生から農業インターンシップの申込みを受けたときは、申込意向に従い、受入農業法人等との連絡調整、あっせん等を適切に行うものとする。

（２）支援の内容

事業実施主体は、２日間～６週間程度の農業インターンシップに対して支援を行うものとし、農業インターンシップ実習生１名当たり２万８千円を上限として当該受入農業法人等に謝金を支払うものとする。ただし、受入農業法人等は、本事業での助成と重複して国及び地方公共団体から同様の内容の助成を受けていないものとする。

なお、受入農業法人等は、農業インターンシップの中断又は中止が必要となった場合には、事業実施主体にその旨を報告するものとする。

（３）農業インターンシップの実施に係る留意事項

ア　農業インターンシップの内容

事業実施主体は、農業インターンシップ実習生の多様なニーズに対応するため、営農類型、作目及び地域が偏ることなく受入農業法人等を確保するとともに、農業生産のほか、農産物の販売、加工等についても体験できる受入農業法人等を確保する。

イ　傷害保険への加入

事業実施主体は、農業インターンシップ実習生及び受入農業法人等が安心して農業インターンシップを実施できるよう、体験期間中、農業インターンシップ実習生を傷害保険等に加入させるものとする。

ウ　農業インターンシップの実施状況調査

事業実施主体は、農業インターンシップの実施の状況を定期的に調査して把握し、必要に応じ、適切な指導を行う。

エ　農業インターンシップの実施に係る留意事項

事業実施主体は、受入農業法人等に対して、農業インターンシップ実習生が適正に農業インターンシップを行えるよう、良好な就業環境の確保及び体験内容の向上に向けた指導を行う。

（４）農業インターンシップ後の意向調査等

ア　農業インターンシップの内容

事業実施主体は、農業インターンシップ後に農業インターンシップ実習生及び受入農業法人等の両者に対して、以下のとおり、就農及び雇用の意思を調査する。

（ア）農業インターンシップ実習生に対しては、独立・自営就農及び受入先の農業法人等での就業の希望の有無及びその理由等を調査する。

（イ）受入農業法人等に対しては、受け入れた農業インターンシップ実習生の雇用の可否及びその理由等を調査する。

イ　第三者経営継承に関する意向調査

事業実施主体は、農業インターンシップ実習生及び受入農業法人等の両者に農業経営資産の移譲又は継承の希望がある場合は、農業インターンシップ後に両者に対して、以下のとおり、経営移譲及び継承の意思を調査する。

（ア）農業インターンシップ実習生（継承希望者）に対しては、受入先の農業法人等（移譲希望者）からの経営継承の希望の有無及びその理由等を調査する。

（イ）受入農業法人等（移譲希望者）に対しては、受け入れた農業インターンシップ実習生（継承希望者）への経営移譲の可否及びその理由等を調査する。

ウ　フォローアップ

事業実施主体は、農業インターンシップ後に農業インターンシップ実習生に対し、就農関連の情報提供を行う等、就農促進に資する取組を行うものとする。

（５）就農準備段階から定着までの一体的な推進

職業としての農業を知る・体験する・相談するという各段階の取組を一体的に推進し円滑な就農に導くとともに、就農後の定着までを支援するため、農業インターンシップ支援に当たっては、第３（新規就農相談・情報発信）の事業実施主体、第４（就農相談会実施）の事業実施主体等との緊密な連携をとるものとする。

３　事業実施計画等

（１）事業実施計画書の作成及び変更

事業実施主体は、別記６の別紙様式５により当該年度の事業実施計画を作成し、補助金等交付要綱第４の１の規定による交付申請時に添付するものとする。

本事業の補助対象経費は、別記６の別表１に定めるとおりとする。また、事業実施主体は、事業の実施において補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、変更した事業実施計画を変更交付申請時に添付するものとする。

（２）実績報告

事業実施主体は、事業の完了後、１か月以内又は事業年度の翌年度の４月末日までのいずれか早い期日までに別記６の別紙様式５により事業実施報告書を作成し、経営局長に報告する。

４　事業の委託

事業実施主体は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合は、本事業の業務の一部を委託できる。

第６　環境負荷低減に向けた取組の実施

取組主体は、本事業の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。 （別記６　別表１）

助成対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容 |
| 賃金 | 事業を実施するために必要となる資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。賃金単価については、当該団体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。また、当該団体内の賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等） にあっては、除外して申請すること。なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の賃金支給規則等を申請の際に添付すること。賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。また、事業実施主体又は共同機関は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならないものとする。 |
| 専門員等設置費 | 事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。専門員等設置費の単価については、当該団体内の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等を申請の際に添付すること。専門員等設置費は、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。また、事業実施主体又は共同機関は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならないものとする。 |
| 技能者給 | 事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う実働に応じた対価。技能者給の単価については、本事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付すること。また、事業実施主体又は共同機関は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間と作業内容を証明しなければならない。 |
| 謝金 | 事業を実施するために必要となる専門的知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付すること。また、事業実施主体又は共同機関に属する者及び臨時雇用者等事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。 |
| 旅費 | 事業を実施するために必要となる資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に要する経費。 |
| 消耗品費 | 事業を実施するために必要となる原材料、取得価格が５万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費。 |
| 印刷製本費 | 事業を実施するために追加的に必要となる文書、会議資料等の印刷製本の経費。 |
| 通信運搬費 | 事業を実施するために追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除く。）。 |
| 委託費 | 事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の団体に委託するために必要な経費。 |
| 使用料及び賃借料 | 事業を実施するために追加的に必要となるパソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具等の借料及び損料（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除く。）。 |
| その他 | 事業を実施するために必要となる広告費、文献等購入費、複写費、交通費（勤務地域内を移動する場合の電車代等「旅費」で支出されない経費）、自動車等借上料、会場借料、原稿料、収入印紙代、傷害・賠償保険加入費等の雑費など、他の費目に該当しない経費。 |

（注）

１　補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等にあっては、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年９月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。

２　賃金、専門員等設置費、技能者給及び謝金にあっては、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。（別記６　別紙様式１）

令和　　年度新規就農者育成総合対策のうち

農業人材確保推進事業計画（実績報告）書

（新規就農相談・情報発信）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

農林水産省経営局長　殿

所在地

団体名

代表者

　新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号）別記６の第３の３の（１）（実績報告書の場合は第３の３の（２））の規定に基づき、下記のとおり農業人材確保推進事業計画（実績報告）書を提出する。

記

１　事業実施方針

|  |
| --- |
|  |

２　推進委員会

（１）委員の構成

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 委員会名 | 委員氏名 | 現職 | 備考 |
|  |  |  |  |

（２）委員会の開催

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 委員会名 | 委員氏名 | 主要議題 | 出席人数 | 備考 |
|  |  |  |  |  |

（３）担当者会議の開催

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開催時期 | 主要議題 | 出席人数 | 出席人数の内訳 |
| 全国 | 都道府県 |
|  |  |  |  |  |

３　就農情報の収集及び発信

（１）就農先の選定等に必要な現地情報の収集

|  |
| --- |
| （具体的な収集内容・方法を記入） |

（２）雇用就農希望者が必要とする情報の収集等

|  |
| --- |
| （具体的な収集内容・方法を記入） |

（３）農業経営の第三者継承に必要な情報の収集等

|  |
| --- |
| （経営移譲希望者及び経営継承希望者に掛かる具体的な情報収集内容・方法を記入） |

（４）新規就農事例等の調査

|  |
| --- |
| （具体的な調査内容・方法を記入） |

（５）就農情報の発信

ア　新規就農支援ポータルサイトの運営

　　（ア）趣旨、目的

|  |
| --- |
|  |

　　（イ）運営計画

|  |
| --- |
|  |

　　（ウ）推進体制

|  |
| --- |
| （事業の実施方法等の事業推進に当たっての体制を記入） |

　　（エ）著作権及び個人情報の取扱い

|  |
| --- |
|  |

イ　情報提供資料の作成

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 資料名 | 資料内容 | 作成時期 | 作成部数 | 主な配布先 | 備考 |
|  |  | 月 | 部 |  |  |

４　就農希望者に対する就農相談

（１）就農相談

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 配置人数 | 相談活動延べ日数 | 相談件数 | 相談者数 | 就農者数 | 備考 |
| （　）人 | （　）日 | （　）人 | （　）人 | （　）人 |  |

　　　※移住・交流情報ガーデンにおける対応分を内数で括弧内に記入する。

（２）就農等に関する情報の一元化システムの管理・運用及び周知

（ア）趣旨、目的

|  |
| --- |
|  |

　　（イ）運営計画

|  |
| --- |
|  |

　　（ウ）推進体制

|  |
| --- |
| （事業の実施方法等の事業推進に当たっての体制を記入） |

　　（エ）著作権及び個人情報の取扱い

|  |
| --- |
|  |

（オ）データベースの活用を促すための周知の取組

|  |
| --- |
|  |

（２）　就農希望者に対する能動的な情報発信及びシステムの活用推進

（ア）趣旨、目的

|  |
| --- |
|  |

　　（イ）運営計画

|  |
| --- |
|  |

　　（ウ）推進体制

|  |
| --- |
| （事業の実施方法等の事業推進に当たっての体制を記入） |

　　（エ）著作権及び個人情報の取扱い

|  |
| --- |
|  |

（オ）就農希望者等への広報活動、情報登録の推進への取組

|  |
| --- |
|  |

５　添付資料

（１）別紙様式６　事業収支計画（実績）

（２）別紙参考様式３　環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

（別記６　別紙様式２）

全国新規就農相談センター就農相談・就農状況報告

期間：令和　年　月～令和　年　月

１．就農相談及び就農状況

1. 相談形態別相談件数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 電話 | 面接 | 手紙 | Ｅメール | その他 | 相談件数計 |
|  |  |  |  |  |  |

②　相談者数（性別）年齢別

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢 | ～19 | 20～29 | 30～39 | 40～49 | 50～59 | 60～64 | 65～ | 不明 | 計 |
| 男 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 女 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

③　相談者数（職業別）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会社員 | 自営業 | 学生 | 農業従事者 | 公務員 | 団体職員 |
|  |  |  |  |  |  |
| パート・アルバイト | 無職 | その他 |
|  |  |  |

④　相談内容別相談件数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 農地 | 住居・施設 | 研修 | 自治体受入支援 | 資金 | 農業法人等からの相談（求人含む） |
|  |  |  |  |  |  |
| 雇用就農希望者からの相談 | その他 |
|  |  |

⑤　希望する作目

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 稲作 | 麦類作 | 雑穀・いも・豆類 | 茶・たばこ等 | 露地野菜 | 施設野菜 |
|  |  |  |  |  |  |
| 果樹 | 露地花き・花木 | 施設花き・花木 | その他作物 | 酪農 | 肉用牛 |
|  |  |  |  |  |  |
| 養豚 | 養鶏（採卵鶏） | 養鶏（ブロイラー） | その他畜産 | 未定 |
|  |  |  |  |  |

⑥　就農希望地

|  |  |
| --- | --- |
| 決定 | 不明・未定 |
|  |  |

⑦　就農相談情報（必要とする情報）（件数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 農業をはじめる手順 | 栽培する品目の選択について | 農業をはじめる地域の選択について | 農業体験・見学会の開催情報 | 農業を学べる学校・研修の情報 | 国や自治体の支援情報 |
|  |  |  |  |  |  |
| 農業法人等の求人情報 | 新規就農者の事例 | 農地情報 | その他 |
|  |  |  |  |

⑧　就農者数（人）

|  |  |
| --- | --- |
| 新規参入者（新たに経営資源を獲得し、農業を始めた者） |  |
| 農業法人等就農者（農業法人等にパートまたは正社員の形態で就業を開始した者） |  |
| 研修開始者数（新規参入希望の研修生のこと） |  |
| 計 |  |

※対象は、全国新規就農相談センターの相談活動を通じて、対象期間に就農等した者（相談等時期は当該年度内でないものも含む）

※相談活動：電話・メール・面談・手紙・Ｅメール・相談会（新・農業人フェアや就農ガイダンス）等

２．参入相談

①　業態別参入相談件数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 製造業 | 建設業 | 卸売・小売業 | 運輸業 | 情報通信業 | 医療・福祉 |
|  |  |  |  |  |  |
| 農業 | 林業 | 漁業 | 鉱業 | 不動産業 | 複合サービス事業 |
|  |  |  |  |  |  |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | サービス業（他に分類されないもの） | その他 | 相談件数計 |
|  |  |  |  |

②　農業への参入目的（件数）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 新たな事業展開 | 販売物・加工用原料の自社生産 | 地域貢献・社会貢献 | 農福連携（障がい者雇用） |
|  |  |  |  |
| 従業員・機械等の有効活用（周年雇用等） | 特になし | その他 |
|  |  |  |

③　農業への参入形態

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業拡大（農業部門の設立等） | 新法人・子会社の設立 | 農業支援サービスの実施 | その他 |
|  |  |  |  |

④　希望する作目または農業支援サービスの対象品目

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 稲作 | 麦類作 | 雑穀・いも・豆類 | 茶・たばこ等 | 露地野菜 | 施設野菜 |
|  |  |  |  |  |  |
| 果樹 | 露地花き・花木 | 施設花き・花木 | その他作物 | 酪農 | 肉用牛 |
|  |  |  |  |  |  |
| 養豚 | 養鶏（採卵鶏） | 養鶏（ブロイラー） | その他畜産 | 未定 |
|  |  |  |  |  |

⑤　参入法人数

|  |  |
| --- | --- |
| 新規参入法人（新たに経営資源を獲得し、農業に参入した法人） |  |
| 農業支援サービス事業者（新たに農業支援サービスを開始した法人） |  |
| 計 |  |

※対象は、全国新規就農相談センターの相談活動を通じて、対象期間に新規参入した法人（相談等時期は当該年度内でないものも含む）

（別記６　別紙様式３）

農業人材確保推進事業に係る個人情報の取扱いについて

第１　本事業における個人情報

本事業において作成し、データベースに登録される個人情報の取扱いについては、事業実施主体、都道府県、市町村等が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要がある。

また、第２に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施すること。

第２　本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いにおいて本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられる。

１　事業実施主体や事業実施主体から委託を受けた者、各都道府県や市町村等の関係機関で就農相談者の情報を共有することにより、就農相談者が就農に至るまでの間の丁寧なフォローアップ活動に利用すること。

２　国の農業人材確保の政策目標の実現に向けた取組状況の確認及びフォローアップ活動に利用すること。

３　１及び２の実施に伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第３　同意を得る方法の例

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法として次の方法が考えられる。

１　就農希望者に対し就農相談を実施する際、一緒に「個人情報の取扱い」（別紙様式例をいう。以下同じ。）を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。

２　就農希望者への就農相談ガイダンスを実施する際に、配付資料として「個人情報の取扱い」を配付し、アンケート結果等と併せて提出してもらう。

３　「個人情報の取扱い」において追加すべき事業、関係機関等がある場合は記載すること。

（別添様式例）

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農業人材確保推進事業に係る個人情報の取扱いについて

事業実施主体は、農業人材確保推進事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、事業実施主体は、本事業による就農相談者が就農へ至るまでの間のフォローアップ、国等への報告等で利用するとともに、本事業の実施のために、必要最小限度内において次の関係機関（注）へ提供します。

なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関（注） | 国、事業実施主体又は事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、移住・交流情報ガーデン、都道府県、農業経営・就農支援センター、都道府県から農業経営・就農支援センターに係る業務の一部を委託された者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家、市町村、新規就農者育成総合対策のうちサポート体制構築事業の実施において市町村から全国データベース等利用権限の委任を受けた者、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、都道府県農業会議、都道府県農業法人協会、土地改良区、普及指導センター、株式会社日本政策金融公庫　（※その他追加する機関があれば明確にすること。） |

※　本事業以外の事業等に農業人材確保推進事業の実施に際して得た個人情報を利用する場合は、その旨を追記し、上記関係機関の例に倣って、当該事業等の名称を明確にすること

|  |
| --- |
| 個人情報の取扱いの確認 |
| 「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します令和　　　年　　　月　　　日　　氏名　　　　　　　　　　　　　 |

（別記６　別紙様式４）

令和　　年度新規就農者育成総合対策のうち

農業人材確保推進事業計画（実績報告）書

（就農相談会実施）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

農林水産省経営局長　殿

所在地

団体名

代表者

　新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号）別記６の第４の３の（１）（実績報告書の場合は第４の３の（２））の規定に基づき、下記のとおり農業人材確保推進事業計画（実績報告）書を提出する。

記

【事業実施方針】

|  |
| --- |
|  |

（１）就農相談会の開催

①　地方自治体が参集する就農相談会

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 開催場所 | 新規就農相談会の内容 | 開催時期 | 出展者数 | 来場者数 | 来場者一人当たり着席数 |
| 法人 | 地方自治体等 |
|  |  | 月 | 法人 | 団体 | 人 | ブース |

　（注）開催したセミナーの内容を含めて記入する。

②　農業法人等への就職に特化した就農相談会

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 開催場所 | 新規就農相談会の内容 | 開催時期 | 出展者数 | 来場者数 | 来場者一人当たり着席数 |
| 法人 | 地方自治体等 |
|  |  | 月 | 法人 | 団体 | 人 | ブース |

　（注）開催したセミナーの内容を含めて記入する。

（２）出展者の参集及び選定方法

|  |
| --- |
|  |

（３）就農希望者の参集方法

|  |
| --- |
|  |

（４）出展者への実績調査

|  |  |
| --- | --- |
| 来場者から相談を受けた人数 | 来場者のうち就農者数 |
| 人 | 人 |

注： 「来場者から相談を受けた人数」、「来場者のうち就農者数」には、当該年度の実数（見込み）を記入する。

（５）来場者へのアンケート調査及びフォローアップ

|  |
| --- |
| 調査等の内容、方法、回数 |
|  |

【添付資料】

（１）別紙様式６　事業収支計画（実績）

（２）別紙参考様式３　環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

（別記６　別紙様式５）

令和　　年度新規就農者育成総合対策のうち

農業人材確保推進事業計画（実績報告）書

（農業インターンシップ支援）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

農林水産省経営局長　殿

所在地

団体名

代表者

　新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号）別記６の第５の３の（１）（実績報告書の場合は第５の３の（２））の規定に基づき、下記のとおり農業人材確保推進事業計画（実績報告）書を提出する。

記

【事業実施方針】

|  |
| --- |
|  |

（１）事業の周知（募集）方法

|  |
| --- |
| （社会人向け）（学生（大学生、高校生等）向け） |

（２）農業インターンシップの実施

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| インターンシップ実施（予定）者数 | 人 | 実施農業法人等数 | 法人 |
|  | うち経営継承希望者 | 人 |  | うち経営移譲希望者数 | 人 |
| うち学生 | 人 | 登録農業法人等数 | 法人 |
| （インターンシップの具体的な内容）　※体験内容の向上、経営継承関連についても記載 |

（３）農業インターンシップの実施状況調査

|  |
| --- |
| （就農希望者への調査方法）（体験受入法人等への調査方法） |

（４）農業インターンシップ後の意向調査

　（第三者経営継承以外の場合）

農業インターンシップ後の雇用就農状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 継続的に就農を検討するインターンシップ実施者数 | 派遣先の農業法人等で雇用されたインターンシップ実施者数 | インターンシップ実施者を雇用した実施農業法人等数 |
| 人 | 人 | 法人 |

（第三者経営継承の場合）

|  |
| --- |
| マッチング数 |
| 組 |

注：　マッチング数とは、経営移譲希望者と経営継承希望者との間で合意し、技術及び経営ノウハウの継承に向けた研修を実施する者の組とする。

【添付資料】

（１）別紙様式６　事業収支計画（実績）

（２）別紙参考様式３　環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

（別記６　別紙様式６）

事業収支計画（実績）

（農業人材確保推進事業用）

経費の配分

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 事業に要する経費（Ａ＋Ｂ） | 負担区分 | 備　考（積算基礎等） |
| 国庫補助金（Ａ） | その他（Ｂ） |
|  |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  |

（注）１　補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上してください。

２　「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付してください。

３　必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付してください。

（別添）

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第１　取組の趣旨

令和３年５月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和５年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和９年度の本格実施に向けて、「令和６年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

第２　環境負荷低減チェックシートの提出

１　本事業の事業実施主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のチェックシート」（参考様式３）の項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。

２　事業実施主体は、事業計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施計画と併せて当該チェックシートを経営局長に提出する。

第３　主な環境関係法令の遵守

各取組主体は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

|  |
| --- |
| （１）適正な施肥・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等（２）適正な防除・農薬取締法（昭和23年法律第82号）・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等（３）エネルギーの節減・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等（４）悪臭及び害虫の発生防止・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第60号）等（６）生物多様性への悪影響の防止・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）・漁業法（昭和24年法律第267号）・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等（７）環境関係法令の遵守等・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）・環境影響評価法（平成9年法律第81号）・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）・土地改良法（昭和24年法律第195号）・森林法（昭和26年法律第249号）等 |